



17 特別障害者手当

特別障害者手当は、精神又は身体に著しく重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して、重度の障がいのため必要となる精神的、物理的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害者の福祉の向上を図ることを目的にしています。

支給要件

精神又は身体に著しく重度の障がいをするため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に支給されます。

※手当受給には、所得による支給制限があります。

※施設に入所したとき、病院または診療所に継続して3ヶ月を超えて入院しているときなどは資格喪失となります。

支給月額

30,450円（令和8年4月より適用）

支給時期

原則として毎年2月、5月、8月、11月にそれぞれの前月分までが支給されます。

手続き・問い合わせ先

役場こども・健康課保健福祉室福祉担当 0156-25-2216（直通）